

30amG-148

競技スポーツ選手に対するドーピング意識調査から考える今後のスポーツファーマシストの活動のあり方について

○山口 巧¹, 堀尾 郁夫^{2,4}, 山下 登^{3,5}, 田中 守^{3,5}, 出石 文男¹, 宮内 芳郎⁴, 荒木 博陽^{3,5} (1松山大薬, 2みなら薬局, 3愛媛大病院薬, 4愛媛県薬剤師会, 5愛媛県病院薬剤師会)

【目的】近年、薬局、ドラッグストアの増加および医薬品販売に関する規制緩和に伴い、医薬品がより身近なものになりつつある。医薬品には、競技スポーツ選手が摂取できない禁止薬物が含まれているものも多く、日本におけるドーピング違反者のほとんどは、うっかり禁止薬物を摂取してしまったいわゆる「うっかりドーピング」であり、その防止においての薬剤師の役割は益々重要視されている。

日本アンチドーピング機構では、2009年度より公認スポーツファーマシスト認定制度を設け、ドーピングの防止、アンチドーピングの啓蒙および教育を目的として2011年度までに1,624名のスポーツファーマシストを輩出してきた。今回、2011年国体出場愛媛県代表選手および大学競技スポーツクラブ所属学生を対象にドーピング意識調査を実施、解析し、その結果から今後のスポーツファーマシストの活動のあり方を検討した。

【調査方法】公益財団法人愛媛県体育協会の協力のもと2011年度国体出場愛媛県選手260名および大学競技スポーツクラブ所属選手90名の合計350名に対して医薬品およびドーピングに対する意識調査を実施した。

【結果および考察】愛媛県内のスポーツ選手は、軽度疾病時に市販薬の利用者が約40%いるのに対して、医薬品の選択時にドーピングへの安全性を意識して購入する割合はわずか4%であった。また、ドーピングに対する関心度は10代、20代および女性で低く、特に若年層の選手のドーピングに対する意識の低さが目立った。今後、若年層の選手のドーピングに対する関心を高めることが重要であり、中学、高校、大学での教育活動を重点的に実施していくことが必要である。また、女性専用相談窓口の設置、対応も今後検討する必要があると考える。